

1. 以下の2つの裁判例を比較されたい。

- 大阪地判 2005（平成 17）年 5 月 25 日判タ 1188 号 254 頁
（大阪高判 2006〔平成 18〕年 11 月 15 日 2006WLJPCA11158001 により支持）
- 大阪高判 2005（平成 17）年 10 月 27 日 2005WLJPCA10279008

前者が「A規約2条, 9条についても, 留保なしに批准されているところ, 社会保障を受ける権利自体は国の漸進的達成義務によるものであるから直ちに具体的な権利として認めることはできないが, すでに立法された場合には, 社会保障を受ける権利において差別を禁止する同規約2条2項は, 自由権規約26条と同趣旨にあるものとして, 裁判規範性を認めることができると解すべきである。」と述べているのに対し, 後者はそれと逆の判断を下しているようにも読める。そのような読み方は適切か。そうだとすればいずれがより「正しい」判断か。そうでない（この二つの判決を整合的に読むことができる）とすれば, それはどのような事情によるか。

2. いわゆる「高校無償化」の対象から、「朝鮮学校」は除外されている。

- [文部科学大臣 2014（平成 26）年 1 月 7 日会見](#)

これに対して, 以下の批判が寄せられている。

- 社会権規約委員会 [第3回日本国家報告に対する最終見解](#)¹（パラ 27）
➤ [それに対する日本政府の見解](#)²
- 人種差別撤廃委員会 [第7-9回日本国家報告に対する最終見解](#)³（パラ 19）

現在, 無償化の除外について各地で訴訟（無償化申請に対する不作為の違法確認, 無償化の義務づけ）が提起されている。当該訴訟において原告の立場に立つとすると, 社会権規約委員会・人種差別撤廃条約委員会の見解をどのように援用することができるか。また, 社会権規約か人種差別撤廃条約かにより援用の仕方は異なるか。

ちなみに, [社会権規約委員会](#)は, 条約により設置された機関ではない。

以上

¹ 外務省による[仮訳](#)あり。

² 外務省による[仮訳](#)あり。

³ 外務省による[仮訳](#)あり。